

第36回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 9番 高橋 泰美
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀事務局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程

- | | |
|---------------|-------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 報告第 92号 | 農地改良の受理の報告について |
| 日程第 4 報告第 93号 | 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第 5 報告第 94号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 6 議案第110号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 議案第111号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 議案第112号 | 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |

議長 田植えから1月ということで、周りの景色も緑一色の絨毯のようになりました。昨年、同じ席ではありますが、昨年の6月26日、27日に中津川が大雨で河川等の被害があったんですが、空梅雨ですが、明日あたりからしばらく雨で、昨年のような災害にならないといいと心なしか願うばかりです。

また、山形新聞に24日に飯豊町農業委員会の新しい7月からのメンバーが表記されましたが、議会の承認を得たということで、皆さんとの総会が、今日で最後ということ。7月からの顔ぶれを見たところ、8割は新人さんだけだったので、地域計画の部分に関してはOBになる皆さん方の協力が不可欠だと思っておりますので、地区で会議がある際には、積極的に参加して頂いて、ご発言を頂けるように、お願いしながら、また、1期3年、会長として支えて頂いたことを感謝して、これより総会を始めたいと思います。

それでは、ただいまより第36回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思います。異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第92号「農地改良届の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地改良届の受理の報告について説明を致します。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字契約壇 3832	
	地目地積	田1筆で430㎡	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2323	
	地目地積	田1筆で5,577㎡	

1番の申請地は、飯豊町役場から南へ約6kmの位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図、案内図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由は、田の一部に高低差があり、農業機械が安全に進入しやすくするための改良であります。工事期間は令和5年8月1日から令和5年12月31日まで行います。施工につきましては、〇〇〇です。工事の概要は42cmほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用します。断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後は、かぼちゃ、夕顔等の野菜を作付けする計画であります。土地改良区域内のため、白川土地改良区より同意を得ております。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓

約書も併せて提出されております。6月23日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。

2番の申請地は飯豊町役場から北へ約2.5kmの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図をご覧ください。農地改良等を必要とする理由は、田を畑地化するための改良であります。工事期間は令和5年7月1日から令和5年12月31日まで行います。施工につきましては、〇〇〇です。工事の概要は3mほど盛り土をし、表土部分は原状土を再利用します。断面図を添付しておりますのでご覧ください。工事完了後は、そばを作付けする計画であります。土地改良区域内のため、野川土地改良区より同意を得ております。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう誓約書も併せて提出されております。6月16日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。以上2件報告といたします。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第93号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字藤ノ宮 4200	
	地目地積	田1筆で1,030㎡	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字藤ノ宮 4200	
	地目地積	田1筆で1,030㎡	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字芋元 1925-2 はじめ5筆	
	地目地積	田5筆で8,331㎡	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字芋元 1925-2 はじめ5筆	
	地目地積	田5筆で8,331㎡	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字大開二 741-8	
	地目地積	田1筆で661㎡	
6番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇

	届出地	黒沢字上川原一 1099-2	
	地目地積	田 1 筆で 772 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	上原字熊野下 596	
	地目地積	田 1 筆で 8,588 m ²	

以上、報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは、日程第 5 報告第 9 4 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字原小屋 1206-3	
	地目地積	畑 1 筆で 420 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2263 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 26,572 m ²	
3 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高造路字下南原 26-2 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 14 筆畑 21 筆で 33,927.91 m ²	
4 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小坂字鎧石沢 627 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,923 m ²	
5 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字元ノ下 60 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 8 筆畑 10 筆で 23,672 m ²	

1 番は、取得日は令和 5 年 4 月 11 日、相続による取得で、あっせんの希望はありません。2 番は、取得日は令和 5 年 4 月 11 日、相続による取得であっせんの希望はありません。3 番は、取得日は令和 4 年 11 月 15 日、相続による取得であっせんの希望はありません。4 番は、取得日は令和 3 年 11 月 19 日、相続による取得であっせんの希望はありません。5 番は、取得日は令和 5 年 2 月 3 日、相続による取得であっせんの希望はありません。以上、ご報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 1 1 0 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗

読と説明を求めます。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。所有権移転が2件、新規の賃貸借が2件、使用貸借の更新が1件、合計5件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字町内 4440-2	
	地目地積	畑 1 筆で 97 m ²	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上原字熊野下 596 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 8,695 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字藤ノ宮 4200	
	地目地積	田 1 筆で 1,030 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字藤ノ宮 4201-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,953 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字袋谷 3670-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	畑 7 筆で 1,597.10 m ²	

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇

1 番の案件ですが、企画が関係する案件であります。〇〇〇は、まだこちらに来ていません。7 月からいらっしゃるということですが、親族が近くにいらっしゃって、畑は耕運されて綺麗に管理されていまして。今後の動向を見ていかなければならないと思いますが、近場に親族がいらっしゃるということですので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇

3 番、4 番の案件ですが、〇〇〇が病気のために農業が出来なくなって、隣接者の〇〇〇が耕作したいと成立した案件です。3 番の〇〇〇は、畦畔のない同一の地主で

あります。〇〇〇はまだまだ農業で頑張りたい農家ですので、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 5番の案件ですが、〇〇〇が欠席ですので、私の方から説明申し上げます。〇〇〇の〇〇〇は親子関係です。農業者年金の関係でありますし、更新ですので、何ら問題ないと思います。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第7議案第111号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字大開二 741-8	
	地目地積	田 1筆で 661 m ²	

転用事由については、住宅、庭、ガレージ等の建設です。工事着手は令和5年8月1日で、令和6年3月31日に完了予定です。土地利用計画図及び建物平面図を載せているので、ご確認頂きたいと思います。補足説明を行います。事業費は〇〇〇万円となっております。資金計画につきましては、全額借入金の予定です。取水、排水計画については、取水は上水道、排水方法は汚水、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透でございます。土地改良区内でございますが、同意を頂いており問題はございません。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後、法面の保護を行います。法面の傾斜 45° で作り、被害が発生しないようにします。近傍農地への影響については被害防除措置として、建物の高さを加減します。農業用排水施設等については合併浄化槽を使用するため問題ございません。以上の内容につきまして、6月23日に〇〇〇委員と現場確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地の転用であります。第1種農地の転用は、原則許可できないとされておりますが、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものについては許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議のほど、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。当該委員に係る案件ですので、退席を求めます。〇〇〇。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、〇〇〇お爺さんからからお孫さんへと住宅建設のための所有権移転であります。ご存じの通り、農業委員の〇〇〇の家でありまして、厳格な方でございますので、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。〇〇〇へ報告致します。全員賛成によって、承認することに決定致しました。続きまして、日程第 8 議案第 1 1 2 号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。所有権移転が 1 件、新規賃貸借 2 件、再設定が 1 件、合計 4 件となっております。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字芋元 1925-2 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 8,331 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字舟橋 6030	
	地目地積	田 1 筆で 2,068 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字上川原一 1099-2	
	地目地積	畑 1 筆で 772 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田 3956-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 21,829 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてに

ついて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　1 番の案件ですが、〇〇〇は地元出身ですが、数十年、山形の方に住んでおられまして、実家もなくなったということで、〇〇〇のお父さんがおられた時から売買の話が進んでおられて、先ほど話があったとおり、上郷地区でつくっている〇〇〇という組織があり、その組織内で上郷地区の売買につきまして、〇〇万円と決めておりましたので、その金額で〇〇〇も納得したということでございます。〇〇〇につきましては、徐々に経営の方も考え、前に進んでいるので、よろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　2 番の添川の〇〇〇との賃貸借になります。他の農地も賃貸借で借りています。その中で、この土地だけ残っていたので、今回新たに、この土地を含めてすべて〇〇〇と賃貸借するというので、小作料も双方合意の上、よろしくご審議お願いします。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　3 番の案件ですが、〇〇〇は多肉植物を栽培し、販売する農家であります。今回、販売を目的とする野菜を作りたいということで、〇〇〇の畑を借りたいということでした。〇〇〇は〇〇〇で研修を受けて、地元で頑張っている農家であります。4 番の案件ですが、〇〇〇は昨年の豪雨災害で収穫できず、地主の〇〇〇に土地改良費だけにしてもらいたいということで、合意した案件です。〇〇〇は稲作と和牛肥育の農家であります。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　　これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第36回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前10時15分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年6月26日

議長 _____

署名委員 (1番) _____

署名委員 (2番) _____